

第9回 信用型契約

2006/10/31

松岡 久和

【消費貸借契約】

1 消費貸借の意義・法的性質・社会的作用

- ・定義（587条）：片務・要物契約
- ・貸借型契約との違い：所有権の所在と使用の対価（利息）の有無－特約構成
- ・金銭が中心で、金融業関連と消費者信用関連の特別規制が多い

2 消費貸借の成立要件

(1) 目的物

参考判例 大判昭4年2月21日民集8巻69頁：有価証券の「貸借」

(2) 要物性

Case 09-01 XはYから400万円を借用した旨の公正証書を作成した。実際の貸付金はこの公正証書を作成した2か月半後にXの指示により、Xの債権者AにXの債務の弁済としてYから直接交付された。Xが弁済期になっても返済しないので、Yが公正証書によってXの財産に強制執行した。これに対し、Xは、自分は貸付金を受け取っていないし、右公正証書は金銭授受前に作られた事実に合致しない無効なもので執行力がない、として請求異議の訴えを起こした。

- ・要物性の緩和 **判例** 11

①現金以外の物の授受、②第三者に対する交付、③公正証書の効力、④抵当権の効力

(3) 「貸す義務」を認める方法

Case 09-02 YがXに貸すと約束したのに、融資を実行しない場合、XはYに対して何らかの請求ができるか。通常の利息付消費貸借の場合のほか、無利息消費貸借の場合、Xの資力に不安がある場合、Y自身が金に困っている場合などはどうか。

①消費貸借の予約（589条）

- ・本条の射程・550条類推適用の可能性

②諾成的消費貸借

- ・利息の有無との関係
- ・元本授受前の借主の返還義務の有無
- ・貸す債務の不履行 **判例** 最判昭和48年3月16日金法683号25頁
- ・借りる側の担保提供がないとき

※利息付消費貸借契約自体を貸主の貸し続けておく債務（信用を授与し返還を請求しないという状態給付債務）に着目した双務有償契約構成の可能性も

3 消費貸借契約の効果

(1) 貸主の「担保責任」(590条)

【現代的話題】 レンダーライアビリティ論—過剰貸付の制限(貸金業規制法13条参照)
信義則上の履行請求権の縮減(潮見)

(2) 借主の債務

イ 元本返還債務

・同種同性質同量物の返還(587条)・価値返還の重い責任(592・402条2項、419条)

ロ 利息付消費貸借の場合の利息支払義務 詳細は民法第3部に譲る

・法定利率(404条・商514条)

・二重の高利制限とグレー・ゾーン 出資法+貸金業規制法+利息制限法

【ことば】 生き残る日歩-109.5%、29.2%、1.46倍という中途半端な数字の意味

・反制定法的判例法の展開と貸金43条の反動、最高裁判例の再度の厳格化

【現代的話題】 コミットメント・ライン契約(特定融資枠契約)と利息の制限

4 消費貸借契約の終了

(1) 返還時期(契約の存続期間)を定めていない場合

・貸主からの返還請求(591条1項:412条3項の特則)と借主からの返還(591条2項)

(2) 返還時期を定めている場合

・貸主からの解約・返還請求:期限の利益の喪失の場合(137条や特約)

・借主からの返還はこの場合も可能だが、利息払いが必要(136条2項)

【準消費貸借契約】(588条)

1 意義

・売主等の信用付与(要物性の緩和)・債権管理の便

2 要件

3 効果

・既存債務の消滅

・既存債務に関する諸効果(同時履行の抗弁権、詐害行為取消権、担保、消滅時効の起算点)は、契約当事者の意思次第

【割賦販売法】

1 割賦販売の展開と根本的な問題点

・業者・消費者双方のメリット

・問題点:①「作られた欲望」・将来の収入の前倒し消費、②販売条件の難解さ
③苛酷な契約条件の押し付け

2 割賦販売法の目的と規制対象取引

(1) 立法目的(割賦1条)

(2) 規制対象取引

- ①単純な割賦販売（割販2条1項）
- ②ローン提携販売（割販2条2項）＝売買＋消費貸借＋保証
- ③割賦購入斡旋（割販2条3項）＝売買＋加盟店＋立替払委託
クレジットカード（証票等）を伴うか否かで総合～と個品～に分かれる
- ④前払式特定取引（割販2条5項）

3 割賦販売に関する主要な規制（その他、営業許可制・営業保証金供託制等）

Case 09-03 Xは、Y社から美容器具甲（20万円）を購入し、Z信販のクレジットカードで10回の分割払いとした（年利10%、各回27639円の均等払い、口座引落）。

- ①8日以内に購入をやめるとYに通知したときXは、口座の引落を止められるか。
- ②2か月目に甲が欠陥商品であることがわかった場合、Xは売買契約を解除して、口座の引落を止められるか。
- ③2か月目に甲が欠陥商品であることがわかった場合、Xは売買契約を解除して、すでに引き落とされた55278円の返金をZに求めることができるか。

(1) 取引条件の開示規制

- ・重要な取引条件の開示・書面交付義務（割販3・4条）

(2) 契約成立の規制

- ・クーリング・オフ制度（割販4条の4、29条の3の3、30条の2の3）

(3) 契約内容の規制

- ①損害賠償額等の制限（割販6条）、②業者側の解除・期限の利益喪失の制限（割販5条）
- ③**抗弁権の接続**（割販30条の4・30条の5－1984年改正、29条の4－1999年改正）。
- ・抗弁権接続の法理は立法による例外か（**創設規定説**）、当然の事理か（**確認規定説**）
- 判例** 46（1984年改正法適用以前の事例）

←→①販売店と金融機関の一体性、②両契約の相互依存関係、③販売店・信販会社の圧倒的利益享受、④倒産等による商品不提供の危険、⑤締約手続の杜撰さ

【ファイナンス・リース】

1 ファイナンス・リース契約の意義と機能

- ・サプライヤー・レッサー間売買＋レッサー・レシー間賃貸借
一時的な多額の取得費用を要せず、リース料として均等毎月払い
- ・目的物をレシーが自由に選択
- ・リース料の損金算入>購入経費の減価償却、貸借対照表上リース料の負債計上不要
- ・リース料総額≒物の取得費用＋金利＋税＋諸費用
- ・中途解約禁止、レッサーの保守管理義務なし
- ※オペレーティング・リースでは、リース料総額<物の取得費用、中途解約可能、残存価格を基準にした格安の再リースが可能なことが多い

2 問題点

- レッシーの保護が弱い（抗弁権切斷、中途解約禁止、危険の負担）
- 賃貸借とする会計処理廃止の方向（企業会計基準委員会案）